

品川区議会議員の費用弁償に関する要綱

制定 平成27年7月16日議長決定
要綱第1号

第1条 この要綱は、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27年品川区条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定による費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第7条第2項の交通機関とは、鉄道及び路線バスとする。ただし、その利用経路の長さは、片道1キロメートル以上とする。

第3条 条例第7条第2項の経路の認定の基準は、品川区職員に支給する旅費の例による。

第4条 議員は、その任期が開始した場合及び条例第7条第2項の規定により議長が認めた経路に変更がある場合には、速やかに費用弁償に係る交通経路登録書（様式）を議長に提出するものとする。

第5条 条例第7条第2項の経路の認定は、議員の任期が開始した場合には当該任期の開始の日、経路の変更があった場合には当該変更のあった日に認めたものとして、同項の規定を適用する。ただし、前条の規定による提出が当該変更の日以後に行われた場合で、その変更に伴う費用弁償の額が現在認定を受けている費用弁償の額を超えると見込まれるときは、同条の規定による提出の日に認めたものとして、条例第7条第2項の規定を適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に議員である者の交通経路登録書の提出については、第4条の規定を準用する。

様式（第4条関係）

年 月 日

品川区議会議長 あて

費用弁償に係る交通経路登録書

自宅からの片道経路をご記入ください。

区 分	新 規 ・ 変 更				
議 員 氏 名					
住 所	品川区				
事由発 年月日	年 月 日				
経 路		順 路 ・ 自 転 車 等	区 間	距 離	片 道 運 賃
	1		自 宅 ～	km	円
	2		～	km	円
	3		～	km	円
	4		～	km	円

合 計 額	円
-------	---